

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公印省略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。  
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0114	情報通信関連の国際業務支援	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年3月23日(月)（10:45）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。  
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、装備品等秘密の保全に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項、秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項
11. その他  
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。  
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。  
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真に

やむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

- (4) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (5) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を  
令和8年 3月 5日（木） 18:00 までに提出しなければならない。
- (6) 入札に関する条件 仕様書4.1.3 a)～c)に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.3 b) 1)～3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること  
（提出期限：令和8年 3月 5日（木） 18:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (7) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 18日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (8) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (9) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を  
持参すること。  
受付時間 9:30～18:15（12:00～13:00までの間を除く）

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス：naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 河野 電話 03-3268-3111 内線20822

## 適合条件

### 1 条件

本業務では、以下の条件を満たすこと。

- (1) 契約相手方は、以下の条件を満たすこと。
  - a) 直近3年以内に以下の契約実績を有すること。
    - ①官公庁及び独立行政法人を含む公的機関における情報通信関連業務に係る役務
    - ②業務・システム最適化の企画段階（構想策定を含む。）又は設計・開発段階に係る役務
    - ③情報通信関連の国際会議の支援等の役務
  - b) NIST SP800-53の適用に係るプロジェクトに参画した実績を有すること。
  - c) 防衛分野及び安全保障分野における情報通信関連の通訳契約実績を有していること。

役務従事者として、以下の条件を満たす者が最低1名確保されていること。

- (2) 役務従事者（通訳者を除く）
  - a) 直近3年間において、官公庁及び独立行政法人を含む公的機関における情報通信関連の事業について実務を1年以上経験していること。
  - b) 業務・システム最適化の企画段階（構想策定を含む。）又は設計・開発段階に係る役務について従事した経験を有していること。
  - c) NIST SP800-53の適用に係るプロジェクトに参画した経験を有すること。
- (3) 役務従事者（通訳者）
  - a) 会議通訳者として通訳実務を5年以上経験していること。
  - b) 直近3年以内ににおいて、防衛分野又は安全保障分野における情報通信関連の通訳実務を経験していること。

## **2 適合審査に係る提出書類**

- (1) 契約相手方及び役務従事者が 1 に示す条件を満たす者であることを証明する資料。
- (2) 役務従事者リスト及び履歴資料、保護すべき情報等取扱いに関する資料。

## **3 提出部数**

1 部

## **4 提出時期**

令和 8 年 3 月 5 日 (木)

仕 様 書			
件名	情報通信関連の国際業務支援	作成年月日	令和8年2月10日
		仕様書番号	—
		整備計画局サイバー整備課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、情報通信関連の国際業務支援（以下「本役務」という。）について規定するものである。

### 1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は表1による。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	情報通信関連	サイバーセキュリティ、情報システム、指揮通信、情報保証、電波等のサイバー整備課が所掌するもの。
2	国際会議	2カ国以上により構成され、特定の議題について会議を行うもの。協議、意見交換、演習も含めるものとする。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

#### a) 引用文書

- 1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 2) 著作権法（昭和45年法律第48号）及び同関連規則
- 3) 秘密保全に関する訓令（防衛省訓令第36号。平成19年4月27日）
- 4) 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）（防経装第19072号。平成26年12月24日）
- 5) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。「情報セキュリティ通達」という。）
- 6) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 7) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日閣議決定）

#### b) 関連文書

- 1) 不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）及び同関連規則
- 2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）及び同関連規則
- 3) 防衛省の情報保証に関する訓令（防衛省訓令第 160 号。平成 19 年 9 月 20 日）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

本役務は、防衛省における情報通信関連の国際業務について支援を行うものとする。細部事項について以下のとおり。

### 2.2 支援事項

防衛省における情報通信関連の国際業務支援について以下の項目を実施すること。実施にあたっては官側と十分に調整するとともに、政府の政策動向等に留意し、適切な支援ができるように努めること。

- a) 国際会議に係る準備支援、会議資料の事前確認及び要約、政策動向及び技術的知見を踏まえた官への助言
- b) 国際会議への参加（通訳 2 名（基準）による通訳支援も含む。）及び会議議事録の作成支援  
なお、国際会議の相手方は米国、欧州、豪州等であり使用言語は英語を基準とし、細部は官との調整による。国際会議は 1 日 7 時間を基準とし、東京：1 日間×1 3 回分、ハワイ：3 日間×1 回分を基準とする。国際会議の回数・場所の変動があった場合は官と協議することとする。

### 2.3 報告書の作成

前項の支援終了後、案件毎に業務報告書を作成すること。業務報告書には、会議の概要、議事録等を含めることとし、細部は官との調整による。

また、役務完了前までに年間報告書を作成すること。細部は官との調整による。

### 2.4 役務期間及び役務実施場所

#### 2.4.1 役務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間とする。

#### 2.4.2 役務実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町 5-1）及び官の指定する場所とする。

## 3 検査

整備計画局サイバー整備課支出負担行為担当官補助者が行う。

## 4 その他の指示

### 4.1 本役務の体制等に関する要求

#### 4.1.1 役務実績

契約相手方は、次の要件を満たすこと。

- a) 直近3年以内に以下の契約実績を有すること。
  - 1) 官公庁及び独立行政法人を含む公的機関における情報通信関連業務に係る役務
  - 2) 業務・システム最適化の企画段階（構想策定を含む。）又は設計・開発段階に係る役務
  - 3) 情報通信関連の国際会議の支援等の役務
- b) NIST SP800-53の適用に係るプロジェクトに参画した実績を有すること。
- c) 防衛分野又は安全保障分野における情報通信関連の通訳契約実績を有していること。

#### 4.1.2 役務従事者

役務従事者は、次の要件の満たす者を1名以上確保すること。

- a) 役務従事者（通訳者を除く）
  - 1) 直近3年以内において、官公庁及び独立行政法人を含む公的機関における情報通信関連の事業について実務を1年以上経験していること。
  - 2) 業務・システム最適化の企画段階（構想策定を含む。）又は設計・開発段階に係る役務について従事した経験を有していること。
  - 3) NIST SP800-53の適用に係るプロジェクトに参画した経験を有すること。
- b) 役務従事者（通訳者）
  - 1) 会議通訳者として通訳実務を5年以上経験していること。
  - 2) 直近3年以内において、防衛分野又は安全保障分野における情報通信関連の通訳実務を経験していること。

#### 4.1.3 作業実施体制の確保

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議しなければならない。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「役務従事者」という。）を確保しなければならない。
- b) 前記 a) の役務従事者が本役務に要求する特定の経験、資格、業績などをもつ者とする。
- c) 上記 a) の役務従事者が、前記 b) に掲げる者のほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績などをもつ者とする。
- d) 前記 c) の役務従事者が他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢になければならない。

## 4.2 提出書類

提出書類は表2とし、細部は官側との調整による。

表2 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出先	備考
1	業務報告書	1部ずつ	2.2項実施後速やかに	整備計画局	会議議事録を含む。
2	年間報告書	1部	検査前までに	サイバー整備課	
3	役務従事者リスト	1部	契約後速やかに、変更がある場合には協議後速やかに		個人情報を含む。

提出書類は電子メールによる送付を基準とし、必要に応じて電子媒体（追記不可能なもの）、紙媒体で提出することも可とする。細部は官側との調整による。

## 4.3 情報保全

- a) 契約相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- b) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。
  - 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
  - 2) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
  - 3) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- c) 前記b)の保護すべき情報の細部については、表3のとおりとし、細部は官との調整による。

表3 保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	官側より入手、 収集した情報	官側が検討中の施策、事項 自衛隊の運用に係る情報 装備品の機能及び性能に係る情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。

#### 4.4 秘密の保全

契約の相手方は、役務の履行にあたり秘密に係る情報を取り扱う場合は、「秘密保全に関する訓令（防衛省訓令第36号平成19年4月27日）」及び「装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）（防経装第19072号26.12.24）」で示された契約ガイドラインに従い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該契約において、秘密に係る情報の取扱は、官側の指定する場所以外では取り扱ってはならない。

#### 4.5 立入禁止場所への立入

各機関等の長が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い、実施するものとする。

#### 4.6 個人情報

- a) 「個人情報」とは、本役務に基づき契約の相手方が取り扱う氏名、年齢、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。
- b) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- c) 個人情報の保護の重要性を認識し、本役務の履行にあたっては個人の権利を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- d) 本役務に関して知り得た個人情報を、本役務を履行する目的以外に使用してはならず、また、他に漏洩してはならない。本役務が終了し、または解除された後においても同様とする。

#### 4.7 知的財産権

- a) 契約相手方は、この契約の履行において第三者がもつ知的財産権を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。
- b) 契約相手方が前項の必要な措置を講じなかったことによる第三者への権利の侵害が生じたとして第三者が官側に対し何らかの請求及び主張を行った際には、契約相手方は、自己の費用によって当該第三者と交渉又は訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任を負担しなければならない。また、契約相手方が、前項の必要な措置を講じ

なかったことによって官側が損害を受けた場合には、官側は、契約相手方に対してその損害につき賠償を請求することが可能である。

- c) この契約の履行において著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。以下同じ。）が発生する場合、その権利は、次による。なお、官側は、提出された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において翻案、翻訳、複製及び貸与することが可能である。
  - 1) 提出書類に関する著作権は、官側に帰属する。また、契約相手方は、提出書類に関する著作者人格権を行使せず、契約相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。
  - 2) 前項にかかわらず、提出書類に契約相手方及び第三者が既に著作権を保有しているものの著作権についてはこの限りではない。
  - 3) 提出書類に第三者が権利をもつ著作物が含まれている場合には、契約相手方が当該著作権の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約などに係る一切の手続を行わなければならない。
  - 4) 官側は、契約相手方から、1)によって官側に帰属した著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めとする。
  - 5) 前項4)にかかわらず、契約相手方は、防衛省の使用に供する目的で、上記1)によって官側に帰属した著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- d) 契約相手方は、知的財産権の帰属などに関し疑義が発生した場合、その都度、官側と協議して解決する。また、協議において取決めを行った場合、契約相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し確認を受ける。

#### 4.8 官側の支援

契約相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について事前に官側と調整の上、官側の支援を受けることができる。

- a) 施設の利用
- b) 作業に必要な電力、用水などの無償使用
- c) 官側の保有する資料などの閲覧に関する事項
- d) その他、官側が契約履行に必要と認めた事項

#### 4.9 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律の遵守

本役務調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

#### 4.10 その他特記事項

- a) 本役務を履行するに当たり、官側の指示に従うとともに、細部にわたり官側と密接な連

絡を保ち、作業が良好、かつ安全に実施できるよう努めること。

- b) 引用文書及び関連文書を閲覧する必要がある場合は、官側と協議すること。
- c) 本仕様書について疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官側等と協議すること。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	
	作 成 部 課	整備計画局 サイバー整備課
	作 成 年 月	令和8年1月
品 名	情報通信関連の国際業務支援	
仕 様 書 番 号		

### 1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

### 2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
官側より入手、収集した情報	官側が検討中の施策、事項 自衛隊の運用に係る情報 装備品の機能及び性能に係る情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。	

### 3 特記事項

※ 細部については別途官側が指示する。